令和９年度　羽曳野市コミュニティ助成事業助成金申請団体の募集要項

１）助成事業の概要

この助成事業は、一般財団法人　自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、地域のコミュニティ活動の充実および強化を図ることを目的に、実施される助成金の交付を受け、本市のコミュニティ活動に必要な設備等の整備に対して助成を行うものです。

２）助成対象事業・助成額

①助成対象事業　住民が自主的に行うコミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く。）の整備（購入）に関する事業。

（例）空調機器、イベント用テント、会議用机・いす、地車用備品、太鼓など

②助成額　　100 万円～250 万円（10 万円単位）

３）助成対象団体

町会、自治会等のコミュニティ組織

４）募集期間

令和８年９月１日（火）～令和８年９月２５日（金）まで

５）申請方法

（１）提出書類　①コミュニティ助成事業事前申請書（窓口配付・Web 掲載）
②添付書類（町会・自治会等の規約、見積書、カタログなど）

（２）提 出 先　羽曳野市 市民生活部 市民協働ふれあい課

- 窓　口：市役所１階（土日祝を除く９時～17 時 30 分）
- メール：shiminkyoudou@city.habikino.lg.jp
- 郵　送：羽曳野市誉田４丁目１番１号 羽曳野市役所 市民協働ふれあい課(必着)

※メール、郵送での提出の場合は、市から受付確認の連絡を行いますが、連絡がない場合は、電話連絡等による確認お願いします。

６）申請条件等

ア．申請が町会・自治会等の総意であること。

イ．この助成は、宝くじの受託事業収入を財源として行うため、事業で整備する備品には、所定の宝くじ広報表示をすること。なお、表示に係る経費については、助成対象となります。

ウ．令和９年 ９ 月30 日までに、備品購入および納品を完了すること。（なお、特別な事情がある場合は、この限りでない。）

エ．助成を受け事業を実施した団体は、事業実施の翌年度から起算して、１５年間、同一事業の申請は受け付けできません。また、同一地域内にあっては、事業の趣旨や目的が同じもしくは類似する場合、他団体であっても受け付けできません。

７）申請団体の選考

団体等からの申請を市町村が取りまとめ、都道府県（大阪府）を通じて、自治総合センターに提出しますが、一つの市町村につき１申請となります。

そのため、複数の団体から申請があった場合は、申請団体の代表者（代理可）による公開抽選会を実施し、申請団体を決定します。

公開抽選会

と　き　　令和８年９月２９日（火）　午後７時（時間厳守）

ところ　　羽曳野市役所 別館３階会議室

※抽選会に参加できない場合は、必ず事前に連絡ください。市職員による代理抽選を行います。

※抽選会への参加は、１団体につき２人以内でお願いします。

８）その他

○抽選により決定した団体は、本市から自治総合センターに申請するため別途書類を提出していただきます。（公開抽選後、個別に案内）

○自治総合センターが助成事業の可否を決定しますので、本市から申請した事業が採択されるとは限りません。不採択になる場合や、減額される場合もありますので、ご了承ください。

○不採択になった場合でも、次年度の優先権はありません。また、公開抽選で外れた場合も同様に優先権はありません。

９）問い合わせ

羽曳野市　市民生活部　市民協働ふれあい課

羽曳野市誉田４丁目１番１号　羽曳野市役所

072（958）1111（内線１０８１）

※コミュニティ助成事業の詳細については、一般財団法人　自治総合センターウェブサイト➤宝くじの社会貢献広報事業➤コミュニティ助成事業のページ（一般コミュニティー助成事業）をご覧ください。